

写

保医発1228第4号
平成27年12月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成27年厚生労働省告示第483号をもって改正され、平成28年1月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 3中(19)を(20)に改め、(18)を(19)に改め、(17)を(18)に改め、(16)の次に次のように加える。

(17) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を70%以上含有する合釘をいうものである。

2 別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

1 メタルコア

(1) 大臼歯

71 点

(2) 小臼歯・前歯

44 点

2 その他

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

(1) 大臼歯

イ ファイバーポストを用いた場合

27 点

ロ イ以外の場合

33 点

(2) 小臼歯・前歯

イ ファイバーポストを用いた場合

15 点

ロ イ以外の場合

21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき

89 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

17 点

ロ グラスアイオノマー系

14 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 副子の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

17 点

ロ グラスアイオノマー系

14 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

1 銀錫アマルガム

(1) 単純なもの

13 点

(2) 複雑なもの

29 点

2 歯科充填用材料Ⅰ

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11 点

ロ 複雑なもの

29 点

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑

なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。

(2) グラスアイオノマー系

- イ 単純なもの 10 点
- ロ 複雑なもの 26 点

3 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 4 点
- ロ 複雑なもの 11 点

注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。

(2) グラスアイオノマー系

- イ 単純なもの 4 点
 - ロ 複雑なもの 11 点
- 4 歯科充填用材料 III 2 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

- 複雑なもの 599 点

(2) 4分の3冠

748 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

- a 単純なもの 154 点
- b 複雑なもの 284 点

ロ 5分の4冠 358 点

ハ 全部金属冠 450 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

- a 単純なもの 105 点
- b 複雑なもの 208 点

ロ 4分の3冠 257 点

ハ 5分の4冠 257 点

ニ 全部金属冠 322 点

3 鑄造用ニッケルクロム合金

(1) 大臼歯

イ インレー

- a 単純なもの 4 点
- b 複雑なもの 4 点

ロ 5分の4冠 8 点

ハ 全部金属冠 10 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

- a 単純なもの 4 点
- b 複雑なもの 4 点

ロ	4分の3冠	6点
ハ	5分の4冠	6点
ニ	全部金属冠	8点
4	銀合金	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	18点
b	複雑なもの	31点
ロ	5分の4冠	40点
ハ	全部金属冠	49点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	11点
b	複雑なもの	23点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	28点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	28点
ニ	全部金属冠	36点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	401点
2	鋳造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17点
3	銀合金を用いた場合	80点
M014	ジャケット冠（1歯につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2点
M015	硬質レジンジャケット冠（1歯につき）	
1	歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
2	歯冠用光重合硬質レジン	219点
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	
	CAD/CAM冠用材料	484点
M016	乳歯金属冠（1歯につき）	30点
M017	ポンティック（1歯につき）	
1	鋳造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大臼歯	518点
ロ	小臼歯	390点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金	
	大臼歯・小臼歯	41点
2	金属裏装ポンティック	
	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。〕	
(1)	14カラット金合金	562点
(2)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	前歯	211点
ロ	小臼歯	265点
(3)	銀合金又はニッケルクロム合金	
	前歯・小臼歯	27点

3 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	311 点
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	52 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	46 点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	708 点
ロ 犬歯・小臼歯	576 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	576 点
ロ 犬歯・小臼歯	442 点
ハ 前歯（切歯）	340 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	414 点
ロ 犬歯・小臼歯	324 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	284 点
ロ 犬歯・小臼歯	247 点
ハ 前歯（切歯）	229 点
3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	390 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	301 点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	158 点
(2) 犬歯・小臼歯	167 点
(3) 大臼歯	186 点
2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46 点

(2) 犬歯・小白歯	46 点
(3) 大臼歯	46 点
M023 バー（1個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	664 点
(2) 鋳造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
(1) 不銹鋼及び特殊鋼	39 点
(2) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ パラタルバー	899 点
ロ リンガルバー	983 点

(参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について（平成26年3月5日第6号）」の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
1、2 （略） 3 材料価格基準の別表のVIに規定する特定保険医療材料について (1)～(16) （略） <u>(17) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を70%以上含有する合釘をいうものである。</u> <u>(18) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。</u> <u>(19) ガリウムアロイGF及びガリウムアロイGFⅡについては、銀錫アマルガムと同様の取扱いとすること。</u> <u>(20) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。</u> (別紙1) 材料料 M002 支台築造（1歯につき） <u>（支台築造の保険医療材料料（1歯につき））</u> 1 メタルコア (1) 大臼歯 71点 (2) 小臼歯・前歯 44点 2 その他 <u>ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポス</u>	1、2 （略） 3 材料価格基準の別表のVIに規定する特定保険医療材料について (1)～(16) （略） <u>(新設)</u> (17) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。 (18) ガリウムアロイGF及びガリウムアロイGFⅡについては、銀錫アマルガムと同様の取扱いとすること。 (19) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。 (別紙1) 材料料 M002 支台築造（1歯につき） 1 メタルコア (1) 大臼歯 71点 (2) 小臼歯・前歯 44点 2 その他

<u>ト料との合計により算定する。</u>		
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯 <u>33点</u>
イ <u>ファイバーポストを用いた場合</u>	<u>27点</u>	
ロ <u>イ以外の場合</u>	<u>33点</u>	
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯 <u>21点</u>
イ <u>ファイバーポストを用いた場合</u>	<u>15点</u>	
ロ <u>イ以外の場合</u>	<u>21点</u>	
<u>(ファイバーポスト)</u>		
<u>1本につき</u>	<u>89点</u>	
M005～M023 (略)		M005～M023 (略)